

太陽光発電などによる 売電収入がある人へ



問(売電所得) 本庁舎市民税課
☎0857-30-8147 ☎0857-20-3921
問(償却資産) 本庁舎固定資産税課
☎0857-30-8156 ☎0857-20-3920

自宅などに太陽光発電設備を設置し、余剰電力、または電力の全量を電力会社に売却している場合、所得税の確定申告または市・県民税の申告が必要になります。

■申告について

- 売電所得が黒字の場合は、売電所得以外の所得と併せて、所得税の確定申告または市・県民税の申告をする必要があります。
なお、確定申告で売電所得の申告をした場合は、改めて市・県民税の申告を必要ありません。
- 個人(住宅用)の太陽光発電設備でも、発電出力が10kW以上で屋根一体型でないものは、固定資産税(償却資産)の申告が必要です。

入湯税(環境施設などの整備の目的税)

問 本庁舎市民税課
☎0857-30-8142 ☎0857-20-3921

入湯税は鉱泉浴場(温泉など)を利用する入湯客に課税され、入湯客から受け取った税金は鉱泉浴場の経営者が市に納めます。税額は1人1日につき150円です。ただし、満12歳未満の人、一般公衆浴場の入湯客などへの課税は免除されます。

ポリテクセンター鳥取 受講生募集(11月入所生)

問 ポリテクセンター鳥取(若葉台南七丁目)
☎0857-52-8802
https://www3.jeed.go.jp/tottori/poly/

【ものづくり溶接科(導入訓練コース)】

募集期間	9月3日(金)～10月6日(水)
訓練期間	11月4日(木)～令和4年5月31日(火) (7カ月)
受講料	無料 ※テキスト代(約1万円)は自己負担
定員	2人
キャリア形成相談日	10月12日(火)

秋の全国交通安全運動 9月21日(火)～30日(木)

問 鳥取市交通安全対策協議会事務局(協働推進課内)
☎0857-30-8177
☎0857-20-3919
ゆとり持つ 時間に気持ちに 車間距離

【運動の重点】

- 子どもと高齢者を始めとする歩行者の安全の確保
- 夕暮れ時と夜間の事故防止と歩行者等の保護など安全運転意識の向上
- 自転車の安全確保と交通ルール遵守の徹底
- 飲酒運転等の悪質・危険な運転の根絶

いなかの映像を見る会

問 鳥取市文化センター
☎0857-27-5181
☎0857-27-5154
●内容: 映像に関する昔なつかしの映像を上映 上映予定: 清州と鳥取、日韓友好へのみち(昭和63年放送) 時: 9月9日(木) 10:00～14:00(午前・午後とも内容は同じ) 所: 鳥取市文化センター2階大会議室 料: 無料

※事前申込み不要 鳥取市制施行132周年記念 市政功労者表彰式並びに 叙勲・褒章受章祝賀式

問 本庁舎総務課
☎0857-30-8102
☎0857-20-3040
鳥取市制が、明治22年に施行されてから今年で132年を迎えることを祝して、表彰式など開催
時: 10月1日(金) 10:00～
所: さざんか会館5階大会議室
●内容: 市政功労者の表彰、叙勲・褒章受章者への記念品贈呈など

じどうかんフェスタ2021 ～あそび・であい・いばしょ～

問 じどうかんフェスタ実行委員会
☎0857-53-1010
時: 10月3日(日) 10:00～15:00
所: チュウブ鳥取砂丘こどもの国
●内容: ワークショップ、ステージイベントなど 料: 無料
(大人のみ入園料500円が必要)
第28回女と男とのハーモニーフェスタ
問 本庁舎男女共同参画課
☎0857-30-8076

☎0857-20-3945
問 男女共同参画センター「輝なせ鳥取」
☎0857-24-2704
テーマ「コロナ禍でもできること」「私たちの共同参画」
時: 10月3日(日) 11:00～15:30
所: 男女共同参画センター「輝なせ鳥取」(鳥取大丸5階)、バード・ハット
●内容: 講演「泣いて笑って考えるコロナ禍での家族関係」講師: 石川達之さん ▼傘踊りチーム「百花繚蘭」、「砂人」▼ワークショップ・即売・展示・行政相談など 料: 無料

山陰海岸ジオパーク一斉清掃(秋の砂丘一斉清掃)

問(若戸海岸・鳥取砂丘・船磯海岸) 鳥取砂丘美化運動協議会事務局(協働推進課内)
☎0857-30-8177
☎0857-20-3919
問(青谷海岸) 青谷町観光協会
☎090-4570-4816
時: 10月3日(日) 青谷海岸(鳴り砂クリーン作戦) 8:00～9:00
10月10日(日) 若戸海岸・鳥取砂丘 8:30～10:00 ▼船磯海岸 8:30～9:30
※荒天中止。実施の有無は、本市

募集

交通安全対策会議委員

問 本庁舎協働推進課
☎0857-30-8177
☎0857-20-3919
✉ yodosushin@city.tottori.jp
●内容: 本市における交通安全に関する総合的な施策の企画に關して審議し、その施策の実施を推進
▼任期: 委嘱の日から2年 ▼会議の開催: 年2回程度 対市内在住の20歳以上(令和3年9月1日現在)で、平日の会議に出席可能な人 員: 2人程度 額: 7千円/出席1回 募: 9月24日(金)必着で、「交通安全について思うこと」を800字程度にまとめ、住所・氏名・生年月日・職業・電話番号を明記のうえ、持参・郵送・ファクシミリ・電子メールのいずれかで問い合わせ先まで ※選考のうえ決定

鳥取市政懇話会委員

問 本庁舎政策企画課
☎0857-30-8012
☎0857-20-3040
✉ kakaku@city.tottori.jp
●内容: 市政の重要事項に關して意見を伺う ▼任期: 委嘱の日から2年 ▼会議の開催: 年2回程度 対市内在住・在勤または在学中、平日昼間の会議に参加できる人 員: 3人程度 額: 7千円(予定) /出席1回 募: 9月30日(木)必着で、「市政について思うこと」を800字程度にまとめ、住所・氏

名・年齢・職業・電話番号を明記のうえ、持参・郵送・ファクシミリ・電子メールのいずれかで問い合わせ先まで ※選考のうえ決定
男女共同参画課からのお知らせ
問 本庁舎男女共同参画課
☎0857-30-8076
☎0857-20-3945

【男女共同参画かがやき企業】

●内容: 男女共同参画および女性の活躍推進に理解と意欲があり、仕事と家庭の両立に配慮しながら、男女がともに働きやすい職場環境づくりに積極的に取り組んでいる企

業を認定 対市内に事務所を有する企業・法人または団体
募: 10月1日(金)までに、応募用紙に必要事項を記入のうえ、持参・郵送・ファクシミリのいずれかで問い合わせ先まで ※応募用紙は、男女共同参画課、各総合支所市民福祉課に設置(本市公式ホームページからもダウンロード可) ※応募書類の内容とヒアリング結果をもとに、認定委員会が選考のうえ決定
【男女共同参画かがやき企業認定委員会の委員】
問 鳥取市男女共同参画かがやき

企業認定に關する審査 ▼任期: 委嘱の日から令和4年3月31日まで ▼会議の開催: 年1回程度 対市内在住の20歳以上(令和3年4月1日現在)で平日の会議に出席可能な人 員: 1人(学識経験者などで構成される5人以内の1人) 額: 5千円/出席1回 募: 10月1日(金)までに、応募の理由について簡単にまとめ、住所・氏名・生年月日・職業・電話番号を明記のうえ、郵送・ファクシミリのいずれかで問い合わせ先まで ※書類選考のうえ決定